

令和4年
第4回八雲町議会臨時会
議題

開会 令和4年 5月19日
閉会 令和4年 月 日

八 雲 町

令和4年第4回八雲町議会臨時會議件一覽

議案第 1 号

八雲町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

八雲町長等の給与及び旅費に関する条例（平成17年八雲町条例第31号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(給与) 第2条 略 2 略 3 第1項の規定による給与の支払方法に関しては、八雲町一般職員の給与に関する条例（平成17年八雲町条例第34号）の規定を準用する。ただし、同条例第16条の規定の準用にあっては、同条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の222.5」と読み替え、同条第5項の規定において規則で定めることとされている割合は、100分の15とする。	(給与) 第2条 略 2 略 3 第1項の規定による給与の支払方法に関しては、八雲町一般職員の給与に関する条例（平成17年八雲町条例第34号）の規定を準用する。ただし、同条例第16条の規定の準用にあっては、同条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の215」と読み替え、同条第5項の規定において規則で定めることとされている割合は、100分の15とする。

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

この条例は、令和4年6月1日から施行する。

令和4年5月19日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

議案第 2 号

八雲町教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

八雲町教育長の給与及び旅費等に関する条例（平成17年八雲町条例第33号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(給与) 第2条 略 2 略 3 第1項の規定による給与の支給方法については、八雲町一般職員の給与に関する条例（平成17年八雲町条例第34号）の規定を準用する。ただし、同条例第16条の規定の準用にあっては、同条例第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の222.5」と読み替え、同条例第5項の規定において規則で定めることとされている割合は、100分の15とする。	(給与) 第2条 略 2 略 3 第1項の規定による給与の支給方法については、八雲町一般職員の給与に関する条例（平成17年八雲町条例第34号）の規定を準用する。ただし、同条例第16条の規定の準用にあっては、同条例第2項中「100分の120」とあるのは「100分の215」と読み替え、同条例第5項の規定において規則で定めることとされている割合は、100分の15とする。

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

この条例は、令和4年6月1日から施行する。

令和4年5月19日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

議案第 3 号

八雲町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

八雲町一般職員の給与に関する条例（平成17年八雲町条例第34号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(期末手当) 第16条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」とする。 4～6 略	(期末手当) 第16条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>100分の120</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の120</u> 」とあるのは「 <u>100分の67.5</u> 」とする。 4～6 略

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

この条例は、令和4年6月1日から施行する。

令和4年5月19日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

承認第 1 号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 4 年 5 月 19 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

専 決 処 分 書

八雲町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 4 年 3 月 31 日

八雲町長 岩 村 克 詔

八雲町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

八雲町国民健康保険税条例（平成20年八雲町条例第18号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(課税額) 第2条 略 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>63万円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、 <u>63万円</u> とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>19万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>19万円</u> とする。 4 略	(課税額) 第2条 略 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>65万円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、 <u>65万円</u> とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>20万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>20万円</u> とする。 4 略
(国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>63万円</u> を超える場合には、 <u>63万円</u> ）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>19万円</u> を超える場合には、 <u>19万円</u> ）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>17万円</u> を超える場合には、 <u>17万円</u> ）の合算額とする。 (1)～(3) 略	(国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>65万円</u> を超える場合には、 <u>65万円</u> ）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>20万円</u> を超える場合には、 <u>20万円</u> ）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>17万円</u> を超える場合には、 <u>17万円</u> ）の合算額とする。 (1)～(3) 略
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 この条例による改正後の八雲町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

